

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則

○財務規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○建設関連業務監督規程

○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「及び」を「に掲げる図書、」に、「図書(同表の(ろ)項に掲げる図書のうち

地盤面算定表を除く。)」を「二面以上の立面図及び二面以上の断面図(法第四十三条第二項第一号の

規定による認定に係るものを除く。)」に、「同項」を「省令第一条の第三項」に、「(三十)項」を「(二

十九)項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前二項に規定するもののほか、その必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)

に規定する地方法人特別税(以下単に「地方法人特別税」という。)」を、「特別法人事業税及び地方

法人特別税」に改める。

第五十条第四項第一号中「議員報酬」を「報酬」に改め、「並びに非常勤職員の報酬」を削り、同

項第二号に次のように加える。

ホ 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員

第五十二条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り

上げる。

第五十四条第一項中「七日」の下に「(支払完了等の日から七日目に当たる日が休日等であるときは、

六日に当該休日等から当該休日等後の最初の日(休日等を除く。))までの日数を加えた日」を加える。

第一百一十一条第二項第六号中「かし担保」を「契約不適合責任」に改める。

第一百八条第一項中「かし担保義務期間」を「契約不適合責任義務期間」に改める。

第二百二十九条第一号ロ中(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 軽自動車税環境性能制

第二百二十九条第一号ロ中(6)の次に次のように加える。

(7) 特別法人事業税

第二百四條第一項を次のように改める。

会計管理者の交替がある場合は、前任者は、後任者が発令後速やかに業務を行えるよう、その担

任する事務を引き継がなければならない。

第二百六条中、「十五日以内」とあるのは「七日以内」と及び「第二百五条第一項中「事務

建設関連業務監督規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、建設工事に係る調査、測量、設計等の建設関連業務（以下「業務」という。）の適正かつ円滑な履行を図るため、別に定めがあるもののほか、監督の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 契約執行者 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第二条第十一号に規定する契約執行者をいう。

二 監督権者 知事又はその委任を受けて業務の監督を行う者をいう。

三 調査職員 監督権者から業務の監督の執行を命ぜられた者をいう。

四 受注者 業務の実施に関し、契約執行者と委託契約を締結した個人又は法人その他の団体をいう。

五 管理技術者 受注者が定めた、業務の技術上の管理を行う者をいう。

六 照査技術者 受注者が定めた、成果物の内容の技術上の照査を行う者をいう。

(調査職員の設置及び職務)

第三条 業務を執行する本庁課室及び地方機関に次の表の上欄に掲げる調査職員を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる職務に従事させるものとする。

調査職員の区分	職 務 内 容
総括調査員	上司の命を受け、業務の監督事務を掌理し、主任調査員及び調査員を指揮監督する。
主任調査員	上司の命を受け、業務の監督事務に関し、調査員を指揮監督する。
調 査 員	上司の命を受け、業務の監督に従事する。

2 監督権者は、職員をして前項に掲げる職務を行わせるものとする。ただし、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員のみによって監督を行うことが困難であり、又は適当でないとき認められるときは、職員以外の者に当該監督事務を補助させることができる。

(調査職員の通知)

第四条 契約執行者は、調査職員を置いたとき又は変更したときは、その職名及び氏名を受注者に通知するものとする。

(調査職員の権限)

第五条 調査職員は、次の各号に掲げる権限を有する。

一 設計図書に示す成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 契約書等に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他業務の履行状況の調査

五 その他監督権者が特に必要と認められたもの

(調査職員の責務)

第六条 調査職員は、厳正かつ公平に監督を行い、受注者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないように配慮しなければならない。

2 調査職員は、業務の内容及び現場状況を十分に把握し、設計図書に基づき、業務が適正に履行されるよう監督を行わなければならない。

3 調査職員は、関係機関との協議及び調整を行う等必要な措置を講ずるとともに、地元関係者からの苦情、要望等に対し適切に対応し、業務の履行に支障のないよう努めなければならない。

(業務着手前の説明)

第七条 調査職員は、受注者に対し、業務の着手前に設計図書に基づき当該業務の意図及び内容を正確に説明するとともに、業務が所期の目的に従って履行されるよう必要な指示を行わなければならない。

(業務の促進)

第八条 調査職員は、常に業務の進捗状況に留意し、遅延するおそれがあるときは、受注者と協議するとともに、その旨を監督権者に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災その他やむを得ない理由によって業務の進捗が妨げられたときは、速やかに監督権者に報告しなければならない。

(設計図書と実際の業務内容との不一致)

第九条 調査職員は、次の各号に掲げる事項を発見したとき、又は受注者から当該事項の発見について通知を受けたときは、必要に応じて受注者に指示を与えなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき

二 設計図書に誤り又は脱漏があるとき

三 設計図書の表示が明確でないとき

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の業務内容と相違する

とき
五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき

（業務の変更及び中止）

第十条 調査職員は、業務の内容を変更する必要があるときは、速やかに理由を付して監督権者に報告し、その指示を受けて所定の手続を行い、業務の内容の変更を受注者に指示しなければならない。

2 調査職員は、業務を一時中止する必要があるときは、速やかに理由を付して監督権者に報告し、その指示を受けなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第十一条 調査職員は、受注者が設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、設計図書の変更を提案したときは、直ちに内容を審査し、意見を付して監督権者に報告し、その指示を受けなければならない。

（緊急措置）

第十二条 調査職員は、災害の防止その他業務の履行上受注者に緊急措置をとらせる必要があると認めるときは、応急の措置をさせ、その結果を監督権者に報告しなければならない。

（再委託）

第十三条 調査職員は、受注者が契約執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、若しくは請け負わせたこと又は契約執行者の承諾を得ないで第三者に業務を行わせていたことを知ったときは、その旨を監督権者に報告しなければならない。

2 調査職員は、受注者から一部委任の承認の申請があったときは、直ちに内容を審査し、意見を付して監督権者に報告しなければならない。

（管理技術者等に関する措置請求）

第十四条 調査職員は、管理技術者、照査技術者その他業務に従事している者が、業務の実施に当たって著しく不相当であると認められるときは、監督権者に報告しなければならない。

2 調査職員は、監督権者の指示を受けて、受注者に対し理由を明示した書面により必要な措置を求めらるものとする。

（履行期間の延長）

第十五条 調査職員は、受注者から履行期間延長願又は業務着手延期願の提出を受けたときは、直ちに内容を調査し、意見を付して監督権者に報告しなければならない。

（業務の未着手等）

第十六条 調査職員は、受注者が正当な理由がなく業務に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあるときは、速やかに監督権者に報告し、その指示を受けなければならない。

（成果物の損害等）

第十七条 調査職員は、成果物の引渡し前に成果物に損害が生じたときその他業務を行うにつき損害が生じたとき、又は業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、直ちにその事実を調査し、意見を付して監督権者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 天災その他やむを得ない理由により業務の出来形部分（仮設物及び作業現場に搬入済みの調査機械器具を含む。）に損害が生じたときは、その事実を詳細に調査し、意見を付して監督権者に報告し、その指示を受けなければならない。

（既履行部分の調査）

第十八条 調査職員は、契約解除による既履行部分の引渡しを受ける必要があるときは、既履行部分の出来高を調査の上、精算設計書を作成し、監督権者に提出しなければならない。

（書類の取扱い）

第十九条 調査職員は、設計図書等を受領したときは、必要に応じて、速やかに監督権者に報告しなければならない。

2 調査職員は、受注者から提出された書類及び自ら作成した報告書等を整理しておかなければならない。

（監督権者に対する報告）

第二十条 調査職員は、この訓令に定めるところにより行うこととされている報告等については、所定の様式（様式が定められていないものについては、任意の様式。次項において同じ。）により速やかに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、調査職員は、緊急の場合は、口頭により報告等を行うことができる。

この場合において、当該調査職員は、口頭による報告等を行った後できるだけ速やかに所定の様式により報告等を行うものとする。

（備付けの書類及び帳簿）

第二十一条 調査職員は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

一 設計書、図面、仕様書その他履行条件を明示している書類

二 業務の進捗を確認できる書類

（貸与品等）

第二十二条 調査職員は、貸与品等を受注者に引き渡した場合は、借用書を徴し、常に貸与品等の状

況を明らかにしておかなければならない。

(法令の遵守)

第二十三条 調査職員は、諸法令を遵守し、これに違反することのないよう受注者を指導するとともに、関係官公庁及び関係機関への届出等が行われているか確認しなければならない。

(業務の検査及び評定)

第二十四条 契約執行者は、契約履行確認のための検査を行う職員を任命するものとし、当該検査を行う職員として任命された者(以下「検査職員」という。)は、検査終了後速やかに完了検査復命書を作成し、契約執行者に報告しなければならない。

2 検査職員は、第三条第一項に規定する調査職員と兼ねることはできない。

3 調査職員及び検査職員は、別に定める要領に基づき評定を行わなければならない。

(業務の検査への立会い)

第二十五条 調査職員は、業務の検査に当たり、検査及び評定に支障のないよう検査に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、業務の内容を十分に理解している者を代理とすることができる。

(安全の確保)

第二十六条 調査職員は、作業現場での監督に従事する場合は、必要に応じ保安帽を着用するものとし、労働安全上支障とならない服装をしなければならない。

(委任)

第二十七条 この訓令に定めるもののほか、業務の監督について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十八号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

出納事務決裁規程(昭和六十年出納長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「、給料」及び「職員手当等」の下に「(社会保険料及び雇用保険料並びに地方公務員共済組合掛金等を除く。)」を加え、「県議会議員の報酬及び職員の給料に係るものに限る」を「附属機関の構成員等に支給される報酬並びに会計年度任用職員に支給される報酬、給料及び職員手当等に係るものを除く」に改める。

第七条第一項第一号中「雇用保険料に限る。」の下に「、給料(社会保険料及び雇用保険料並びに地方公務員共済組合掛金等に限る。)、職員手当等(社会保険料及び雇用保険料並びに地方公務員共済組合掛金等に限る。)」を加え、「県議会議員の報酬及び職員の給料に係るものを除く」を「附属機関の構成員等に支給される報酬並びに会計年度任用職員に支給される報酬、給料及び職員手当等に係るものに限る」に改め、「賃金」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の出納事務決裁規程の規定は、令和二年度に係る会計事務から適用し、令和元年度に係る会計事務については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第二百七十六号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程(昭和六十年宮城県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「(これを置かない警察署にあつては、次長)」を「又は次長(会計官又は副参事を置く警察署にあつては、会計官又は副参事(会計課長を兼務する場合を除く。))」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百七十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程(昭和三十九年宮城県告示第百九

十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税(以下単に「地方法人特別税」という。)」を「、特別法人事業税及び地方法人特別税」に改め、同条第五項中「県税」の下に「、特別法人事業税」を加える。

附 則

この告示は、令和二年三月三十一日から施行し、令和元年十月一日から適用する。